

【令和５年第５回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和５年１１月２９日 総務委員長 木庭 理香子

○「議案第１６４号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊給与月額引上げの根拠について

本議案における給与月額の引上げは、人事委員会勧告に基づき、民間企業の給与水準との較差である０．９７パーセントを是正するものである。

＊本市における消費者物価指数について

令和５年９月時点の川崎市消費者物価指数は、令和２年を１００とした総合指数で１０５．０となっている。

＊給与への物価上昇率の反映について

職種別民間給与実態調査により、民間企業の給与水準との較差を把握しており、当該調査結果においては、民間企業を取り巻く物価上昇等の社会情勢が反映されているものと認識している。民間企業の給与水準と均衡させるという情勢適応の原則にのっとり、給与の引上げ改定を求める人事委員会勧告を順守することが重要であると認識している。

＊給与引上げに係る今後の見通しについて

令和６年度に実施する職種別民間給与実態調査により、今年度における民間企業の給与水準の動向等を踏まえた人事委員会勧告に基づき、適切に改定を行っていく。

《意見》

＊給与月額の引上げ率は約１パーセントであることに對し、消費者物価指数上昇率は約３パーセントであることからすれば、本議案における給与月額の引上げ幅は小さい。また、一般職と比較して給与水準の高い特別職を引上げの対象とすべきではないと考える一方で、一般職の給与を現在の給与水準から引き上げる必要があるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１９８号 令和５年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決